

# 三種町温泉事業経営戦略

都道府県市町村名	:	秋田県	三種町
事業名	:	三種町温泉事業	
会計名	:	三種町温泉事業特別会計	
計画策定年月	:	平成30年	3月

## 第1 計画策定の目的

三種町温泉事業は、山本地域で湧き出た温泉を森岳宇木戸沢地内の別荘・分譲地区の住宅及び老人福祉施設や、森岳温泉街に供給するものです。この温泉は、昭和27年、石油採掘中に熱湯が噴出したことが始まりであり、昭和28年から、公共の福祉を増進させるために公営事業として整備が進められ、地域の発展や観光振興に寄与してきました。

三種町温泉事業経営戦略では、この温泉事業が、今後、資産の老朽化による大規模更新や物価上昇による維持管理費の増加、人口減少等による料金収入の減少等により、厳しい経営が見込まれるなか、事業の健全化を維持していくことを目的として策定します。

## 第2 計画の基本方針

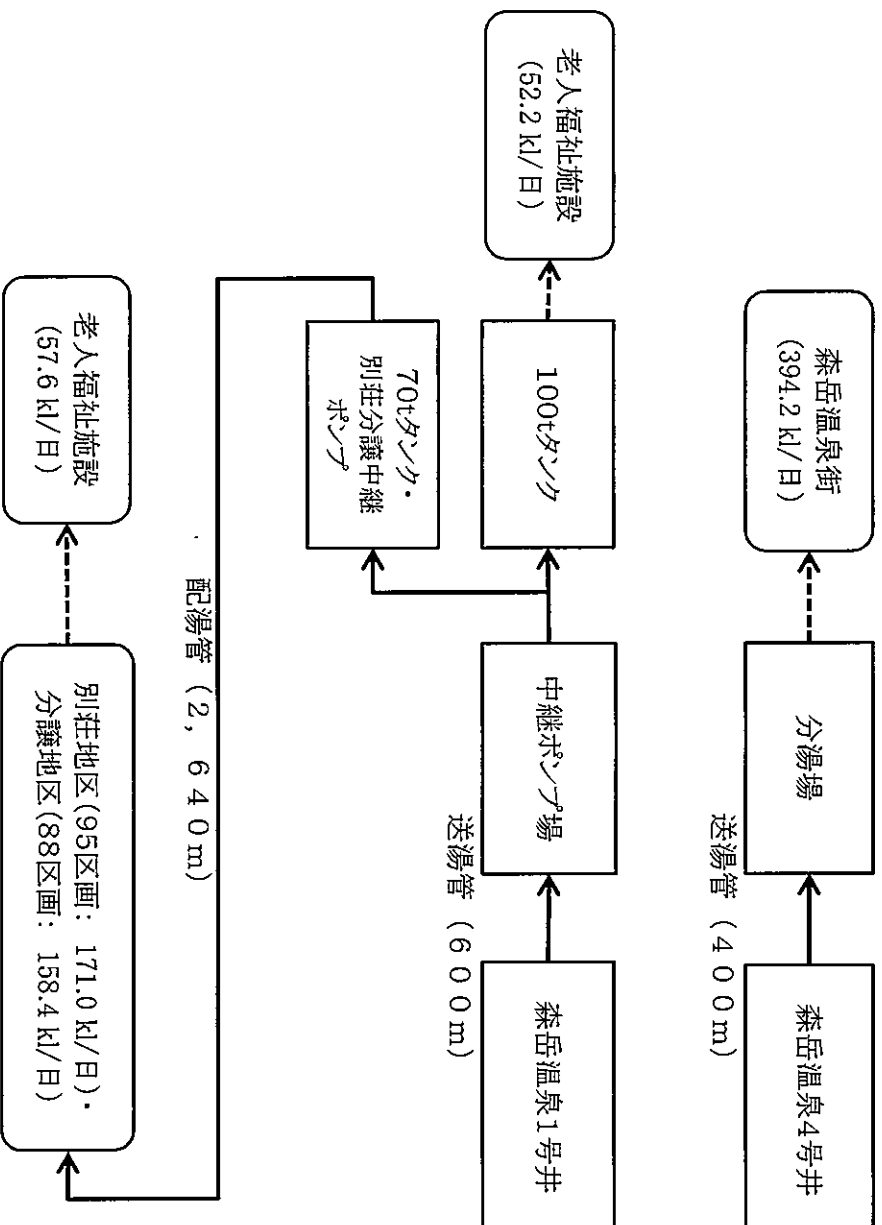
この経営戦略は、三種町温泉事業が将来にわたって事業を安定的に維持、継続していくための中長期的な経営の基本計画となるものです。そのため、第2次三種町総合計画等、既存の各種計画との整合性を図りながら、将来の見通しを踏まえた投資及び財源試算を行い、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上の実現を目指します。

## 第3 計画期間

本経営戦略の計画期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。ただし、随時進捗管理を行い、実績との乖離が著しい場合やその他の必要が生じた場合には、経営のあり方や事業手法等を含めて、計画の見直しをすることとします。

第4 事業の概要

(1) 現在の温泉供給フローと温泉供給許可量



(2) 温泉成分分析結果 (平成27年8月4日試験)

- ① 森岳温泉1号井  
 秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢196-2  
 湧出地 温 66.9 °C  
 湧出量 340 L/min (489.6 kl/日)  
 知覚的試験 無色橙色・無臭であり強い塩味を有する。  
 PH値 7.6
- ② 森岳温泉4号井  
 秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢196-2  
 湧出地 温 59.3 °C  
 湧出量 300 L/min (432.0 kl/日)  
 知覚的試験 無色橙色・無臭であり強い塩味を有する。  
 PH値 8.3

(3) 温泉湧出量と現在の供給許可量との差

(単位: kl/日)

	湧出量(A)	供給許可量(B)	差 引(A)-(B)
森岳温泉1号井	489.6	439.2	50.4
森岳温泉4号井	432.0	394.2	37.8
計	921.6	833.4	88.2

第5 料金改定の推移

森岳温泉は、事業開始がされた当時は共同浴場や旅館、保養所の営業用として供給しており、料金は、1日100石につき月額12,000円となっていました。その後、温泉付別荘・分譲住宅が整備され、供給料金は、下表のとおり推移しています。

(単位：円【税抜き】)

	月額 (円/キロリットル) (A)	別荘・分譲住宅料金 (A)×1.8(キロリットル)
～昭和57年3月	1,500	2,700
昭和57年4月～	1,650	2,970
昭和63年4月～	2,500	4,500

※1石=180.391リットル (月額100石につき12,000円 → 与 月額665円/キロリットル)

※平成30年3月末現在の別荘・分譲住宅料金には、消費税及び地方消費税8%が課税されており、メーカー使用料と合わせると次のようになっています。

{4,500円+300円(メーカー使用料)}×1.08=5,180円(10円未満切り捨て)  
また、営業用料金は、2,500円×各施設毎の契約量×1.08となっています。

第6 効率化、経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

職員給与費は、下表のとおり推移しています。平成25年度以降は、職員給与費を捻出することができず、人件費を他会計に依存しながら兼務による体制で行われていました。しかし、組織や人材は、事業を安定的に継続するための重要な経営基盤であり、中長期的な観点から、計画的に、より自立的な事業展開が出来るよう、その権限と責任を明確化するための人材確保・人材育成が必要です。

職員給与費・職員数の推移

(単位：千円)

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
職員給与費	6,162	6,357	6,683	0	0	0	0
職員数(人)	1	1	1	0	0	0	0

(2) 広域化に関する事項

三種町温泉事業は、源泉に限られていることから広域化は出来ないものと考えられます。

(3) 民間資金・ノウハウの活用に関する事項

三種町温泉事業は、三種町温泉料金徴収事務委任規則に基づき、温泉料金徴収事務を三種町水道事業に委任しています。PFI、民間委託等により資金・ノウハウを活用することについては、温泉受給者へのサービス水準の維持向上及び温泉事業経営の負担軽減が図られることが見込まれる場合に、連携及び委託可能な範囲を検討をします。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

経営基盤の強化のため、管理運営については、情報通信技術を活用した業務改善・行政改革等を検討し、効率的で生産性の高い経営の実現と住民サービスの向上を目指し、本事業の経営努力のみでは解決困難な問題については、一般会計と相互協力をし、関係機関と一体となって解決を図っていくこととします。

## (5) 資金不足比率の見通しとその評価、資金の管理・調達に関する事項

近年における本事業の経営は、維持管理費等は料金収入で賄えています。施設の老朽化等による大規模な修繕や工事が発生した場合は、資金不足を一般会計からの繰入金により補っている状況です。しかし、温泉料金は、効率的な経営の下における適正な原価を基礎として算定されるべきであり、赤字補填について一般会計からの繰入を行っていることは、温泉を受給していない住民に対しても温泉の維持管理に要する経費の負担を強いることとなっています。今後は、受益者負担の原則及び独立採算の原則を前提とした料金体系を検討することとします。ただし、三種町温泉事業は、受給者数が限られているため、総括原価計算による場合は1件あたりの影響額が大きくなると見込まれることから慎重に、計画的かつ長期的視点に立った検討が必要です。

## (6) 情報公開に関する事項

これまでも広報やホームページ等を活用して、温泉受給者への情報提供を行って来ましたが、今後も、提供する情報とその内容を充実させるよう取り組んでいきます。

## (7) 温泉料金年度別収納実績

(単位：円、%)

	調定額	収入済額	不納欠損額	未済額	収納率	
H18	現年度分	20,427,600	17,623,520	0	2,804,080	86.3
	滞納繰越分	8,069,430	2,101,280	56,880	5,911,270	26.0
	計	28,497,030	19,724,800	56,880	8,715,350	69.2
H19	現年度分	20,244,500	18,099,365	0	2,145,135	89.4
	滞納繰越分	8,715,350	1,937,105	0	6,778,245	22.2
	計	28,959,850	20,036,470	0	8,923,380	69.2
H20	現年度分	20,131,960	18,059,590	0	2,072,370	89.7
	滞納繰越分	8,923,380	2,350,375	0	6,573,005	26.3
	計	29,055,340	20,409,965	0	8,645,375	70.2
H21	現年度分	20,031,125	19,633,595	0	397,530	98.0
	滞納繰越分	8,645,375	659,360	0	7,986,015	7.6
	計	28,676,500	20,292,955	0	8,383,545	70.8
H22	現年度分	19,934,870	17,217,580	0	2,717,290	86.4
	滞納繰越分	8,419,200	550,670	0	7,868,530	6.5
	計	28,354,070	17,768,250	0	10,585,820	62.7
H23	現年度分	19,465,180	17,842,090	0	1,623,090	91.7
	滞納繰越分	10,585,820	447,720	0	10,138,100	4.2
	計	30,051,000	18,289,810	0	11,761,190	60.9
H24	現年度分	17,573,890	16,208,920	0	1,364,970	92.2
	滞納繰越分	11,761,190	1,101,400	0	10,659,790	9.4
	計	29,335,080	17,310,320	0	12,024,760	59.0
H25	現年度分	15,713,440	15,546,450	0	166,990	98.9
	滞納繰越分	12,024,760	40,320	0	11,984,440	0.3
	計	27,738,200	15,586,770	0	12,151,430	56.2
H26	現年度分	15,847,580	15,051,960	0	795,620	95.0
	滞納繰越分	12,151,430	166,990	0	11,984,440	1.4
	計	27,999,010	15,218,950	0	12,780,060	54.4
H27	現年度分	15,942,630	15,883,760	0	58,870	99.6
	滞納繰越分	12,780,060	788,260	0	11,991,800	6.2
	計	28,722,690	16,672,020	0	12,050,670	58.0
H28	現年度分	15,795,810	15,765,270	0	30,540	99.8
	滞納繰越分	12,050,670	74,270	0	11,976,400	0.6
	計	27,846,480	15,839,540	0	12,006,940	56.9

第7 公営企業として実施する必要性

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

本事業は、公共の福祉の増進と観光振興に寄与しており、安定的かつ継続的に供給する必要があると見られます。

(2) 公営企業として実施する必要性

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号、総財管第73号、総財準第83号)において、観光その他事業については、公営企業による実施が適当か否かを十分検討し、可能な限り法人格を別にして事業を実施するなり、財政負担のリスクを限定することと助言されています。また、公営企業の経営のあり方として、事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要があると助言されています。

しかしながら、当町においては、本事業が観光振興に密接に関わっており、営利主義による経営は困難であると考えられるため、当面は、町の公営企業として実施することが適当と考えられます。

第8 その他の重点事項

本事業は、三種町温泉条例第16条の規定に基づき、温泉需要者への温泉供給許可量に對して料金を賦課しており、事業全体の許可量は、温泉の湧出量の範囲内とする必要があります。しかし、近年では、大口需要者の長期間の休止等により、温泉供給許可量がそのままになっても料金が賦課されていないものがあり、今後、新規需要者が供給できないことが想定されます。そのため、三種町温泉条例に基づく供給許可の取り消し及び温泉供給権の消滅について、その運用を明確化し、温泉供給許可量の管理を一元化する必要があります。

【三種町温泉条例(抜粋)】

(供給許可の取り消し及び温泉供給権の消滅)

第27条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該施設に係る供給許可を取り消すことができる。

(1) 温泉の使用休止から5年が経過したとき。

(2) 温泉の供給休止から3年が経過したとき。

2 第13条第2項に規定する温泉使用廃止の届出及び前項に規定する供給許可取消しの決定により、当該温泉供給権は、消滅するものとする。

# 投資・財政計画（説明）

## 投資について

### 1. 建設改良費について

本事業は、事業開始以降、計画的な視点に立った改修を行ってこなかったため設備全体の老朽化が著しく、修繕費や改修工事費がかさんでいる状態でした。そのため、長期的な安定供給の土台を築くことを目的に、平成27年度に、三種町温泉施設改良基本計画を策定し、平成28年度から平成34年度までに大規模改修を行うこととしました。

計画内容は次のとおりです。

（単位：千円）

設計等	H27年度	基本計画策定	7,560
	H28年度(繰越明計)	実施設計策定	26,208
H30～H34年度	工事監理業務	17,280	
	設計等計	51,048	
配湯管	H29～H32年度	配湯管更新工事	271,728
	H30年度	受湯場設置工事	117,936
	H33年度	別荘分譲中継ポンプ場更新工事	97,740
		中継ポンプ場更新工事	26,028
		送湯管更新工事	90,072
	H34年度	分湯場更新工事	17,604
		監視システム	18,792
		小計	368,172
		工事費計	639,900
		合計	690,948

### 2. 職員給与費について

平成25年度から兼務職員の給与費を他会計で負担していましたが、大規模改修が終了する平成35年度からは職務実態に応じて当事業で負担することとします。

### 3. 修繕費について

修繕費については、平成29年度に実施する配湯管工事により大幅に減少し、平成31年度から平成32年度までに予定している配湯管工事により、さらに減少する見込みです。

### 4. 積立金について

事業が終了する平成35年度から、将来の大規模修繕やその他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるため、基金を積み立てることとします。

## 財源について

本経営戦略では、投資に係る財源相当分として、受益者負担の原則から料金引き上げを計画しています。しかし、本事業は、受給者数が限られており、工事費の全てを料金に反映させた場合は、受給負担額の増による影響が大きくなることや、配湯管更新工事については、多発する漏湯を防ぐために必要最低限なものであることから、配湯管更新工事を除いた部分の建設改良費を料金改定の積算基礎とすることとします。

料金改定については、受給者の急激な負担増を抑えるために2段階で引き上げを行います。事業費を反映させた改定後の料金は、事業終了の翌年度から適用することとし、平成32年度から平成34年度までは、現行料金の1.25倍程度、平成35年度からは、現行料金の1.5倍程度を予定しています。ただし料金改定の幅は、事業の見直し等により変更になる場合があります。

料金改定前の建設改良費にかかる財源の不足見込額については、一般会計からの繰入金を予定しています。また、今後に予想される大規模改修に備えて基金を積み立て、受益者負担の平準化を図ります。